

和歌山信愛短期大学研究倫理・コンプライアンス推進委員会規程

(目的および設置)

第1条 和歌山信愛短期大学（以下「本学」という。）は、本学研究倫理・コンプライアンス規程（以下「研究倫理・コンプライアンス規程」という。）第11条第2項および公的研究費等補助金取扱いに関する規程第7条第2項に基づき、本規程に定める事項を適切に運用し、実効あるものにするため、研究不正防止計画の推進部署として和歌山信愛短期大学研究倫理・コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、下記の事項について審議し、実施する。

- (1) 研究不正行為防止計画の策定に関すること。
- (2) 研究倫理・コンプライアンス規程の運用を実効あるものとするため研究者の研究倫理・コンプライアンス意識の啓発および研修計画の策定並びに研究倫理教育・コンプライアンス教育の実施に関すること。
- (3) 研究者の不正な行為に対する措置に関すること。
- (4) 研究活動について、不正な行為などの申立および不当もしくは不公正な扱いを受けた者からの苦情・相談等に対する措置に関すること。
- (5) 研究活動について、不正な行為などを申し立てた者に対する措置に関すること。
- (6) 研究活動について、倫理審査に関すること。
- (7) 利益相反行為に係る調査等およびその公表に関すること。
- (8) 全各号に定めるもののほか委員会が前条に定める目的を達成するため必要と認められること。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 学科長
- (5) 教授会において選出された教員3名以上

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。また委員長は研究倫理・コンプライアンス推進責任者となる。

2 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

（規程の改正）

第5条 この規程の改正は、運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和5年3月1日から施行する。

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。